

一般廃棄物処理業許可証

山口市佐山4884番地1

ミツヤ山口 株式会社

代表取締役 山本 守元

令和7年1月14日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和7年3月3日

山口市長 伊藤 和貴

記



- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 収集・運搬・処分 収集及び運搬
- 営業所・事務所等の所在地 山口市佐山4884番地1
- 許可する区域又は事業所等 旧山口市、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町及び旧徳地町区域内に限る
- 許可の期間 (自) 令和7年 3月 9日  
(至) 令和9年 3月 8日
- 許可車両 別紙のとおり
- 許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物(ごみ等)収集運搬業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。